

別紙 2 RCC with フレッツサービス(ADSL)において定める事項

1. 最低利用期間

RCC with フレッツサービス(ADSL)の最低利用期間は、課金開始日から起算して1年とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

(1) 契約者は、NTTが提供する「フレッツ・ADSL」の契約者である必要があります。

(2) 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは動的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用してRCC with フレッツサービス(ADSL)を利用することはできません。

(3) 契約者は、RCC with フレッツサービス(ADSL)を利用する場所を任意に変更することができますが、当社が指定する範囲の変更の場合にあつては、変更後の場所において、同一契約でのRCC with フレッツサービス(ADSL)を利用することができない場合があります。

(4) RCC with フレッツサービス(ADSL)における課金開始日は、一契約者ごとに、当社側においてRCC with フレッツサービス(ADSL)が提供可能となった日（契約者が当該日において、NTTが提供する「フレッツ・ADSL」を利用可能となっているか否かを問いません。）から1週間が経過した日とします。

3. 契約の内容を変更できる事項（第13条関係）

RCC with フレッツサービス(ADSL)において、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第22条第1項関係）

RCC with フレッツサービス(ADSL)において、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があつた日から5日を経過する日とします。ただし、当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日に解除の効力が生じます。

5. 初期費用の額（第24条関係）

RCC with フレッツサービス(ADSL)の初期費用の額は、0円とします。

6. 月額料金の額（第25条関係）

RCC with フレッツサービス(ADSL)の月額料金の額は、1,620円（本体価格1,500円）とします。

7. 保証の限定（第35条関係）

RCC with フレッツサービス(ADSL)は、次の事項について保証しません。

(1) 通信が常に利用可能であること。

(2) RCC with フレッツサービス(ADSL)を利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。